

作成日 令和8年8月24日

令和8年度 施行

## 芽室町文化芸術鑑賞会開催業務

（生涯学習課社会教育係）

公示用

芽室町文化芸術鑑賞会開催業務

| 項 目              | 単 価 | 規格  | 回数     | 金 額(税込) | 備 考                | 単価根拠   |
|------------------|-----|-----|--------|---------|--------------------|--------|
| 舞台監督人件費          |     | セット | 1      | 0       | 1名                 | 参考見積参照 |
| 映像スタッフ・機材        |     | セット | 1      | 0       |                    | 〃      |
| 機材送料             |     | 往復  | 1      | 0       |                    | 〃      |
| マジック道具代・衣装製作費    |     | セット | 1      | 0       |                    | 〃      |
| 交通費              |     | 往復  | 6      | 0       | 東京ー帯広間往復／6人        | 〃      |
| 宿泊費              |     | 泊   | 18     | 0       | 6人／3泊              | 〃      |
| ポスター印刷代          |     | 部   | 100    | 0       | B2版／100部           | 〃      |
| フライヤー印刷代         |     | 部   | 20,000 | 0       | A4版／20,000部        | 〃      |
| 魔法使いアキットギャランティ   |     | —   | 1      | 0       | 1名                 | 〃      |
| マジックアシスタントギャランティ |     | 日   | 2      | 0       | 1名／2日分             | 〃      |
| 外注運営製作スタッフギャランティ |     | 日   | 2      | 0       | 2名／2日分             | 〃      |
| 稽古関連諸費用          |     | セット | 1      | 0       | アシスタントギャランティー・交通費等 | 〃      |
| 雑費               |     | —   | 1      | 0       |                    | 〃      |
| 小 計              |     |     |        | 0       |                    |        |
| 合 計              |     |     |        | 0       |                    |        |

## 芽室町文化芸術鑑賞会開催業務仕様書

- 1 契約業務名 芽室町文化芸術鑑賞会開催業務
- 2 公演演目 「(仮題) 魔法使いアキット  
ストーリーマジックライブ—願いの叶う季節—」
- 3 公演会場 芽室町中央公民館 大ホール
- 4 公演日時 令和8年11月1日(日)
- 5 公演回数 1回公演(開演16時30分/開場16時00分)
- 6 対象者 町内外、幼児～一般
- 7 その他

- ① 契約金には、出演料、交通費、機材等運搬費、公園に係る用具等の制作費、出演者の宿泊費等に係る費用、ポスター及びフライヤーのデザイン・印刷等公演に関わる諸経費一切を含むこと。ただし、会場及び会場設備使用料は教育委員会が負担する。
- ② 教育委員会は、契約業者が公演に係る舞台仕込み及びリハーサルに必要な時間、会場等を契約業者に提供する。
- ③ 公演に係る舞台照明、音響等の操作に関しては公演会場スタッフが対応するものとする。
- ④ 公演中、教育委員会が提供する会場内において、契約業者の責に帰すべき事由による事故により、出演者・スタッフが身体に損傷を受けた場合、契約業者はその責を負うものとする。
- ⑤ 教育委員会、契約業者いずれかの責に帰する事由により、本契約の履行が遅滞又は完全な履行をできず、相手側に損害を与えた場合は、両者協議の上、良識をもって対処すること。
- ⑥ 教育委員会及び契約業者は、天変事変、不慮の災害、不可抗力又は双方の責に帰し得ない原因から生じた本契約の不履行・遅延等については、両者協議の上で、これを解決すること。
- ⑦ 本仕様に定めない事項あるいはこの仕様条項に関して疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上、これを解決すること。